

## 任意継続の加入手続きについて

加入申請をされる場合には、つぎの1～6をご一読のうえ申請手続きをお願いします。

申請書は、当健康保険組合のホームページ

ホーム > 申請書ダウンロード > 2 保険証・適用に関する書式 >

2-12 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 をプリントアウトしてください。

### 1.加入要件

会社を退職するなどして被保険者の資格を喪失したときには、つぎのア・イの要件をいずれも満たしている場合、ご本人の希望により継続して被保険者となることができます。

ア.資格喪失日の前日（退職日）までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること。

イ.資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を組合へ提出（必着）すること。

### 2.加入期間(被保険者期間)

任意継続被保険者として加入できる期間は2年間です。

### 3.被扶養者

被扶養者がいる方は、これまでの扶養認定と同様の添付書類が必要となります。

当健康保険組合のホームページ

ホーム > 各種手続き > 家族の加入について をご参照ください。

#### 4.任意継続の資格が喪失となる時

つぎのいずれかの事由に該当する時は、任意継続被保険者の資格を喪失します。

- (1) 加入者（ご本人）が就職して他の健康保険の被保険者となったとき。  
（資格喪失日：被保険者資格を取得した日）
  
- (2) 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。  
（資格喪失日：納付期日の翌日）
  
- (3) 加入者（ご本人）が亡くなったとき。  
（資格喪失日：死亡した日の翌日）
  
- (4) 75歳になり後期高齢者医療制度に加入したとき。  
（資格喪失日：被保険者資格を取得した日）
  
- (5) 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を組合に申し出て、その申出書が  
受理された日の属する月の末日が到来したとき。  
（資格喪失日：申出書が受理された日の属する月の翌月 1 日）

#### 5.保険料（健康保険料・介護保険料）

全額自己負担となります。（保険料額の目安は「5 頁」をご参照ください。）

つぎの A・B どちらか低い額に当組合の保険料率を乗じて算出されます。

A.退職したときの標準報酬月額

B.前年（1～3 月においては前々年）の 9 月 30 日における当組合全被保険者の  
平均標準報酬月額（令和 5 年 9 月 30 日においては 340,000 円）

※介護保険料は 40 歳以上 65 歳未満の方が対象です。

## 6.保険料の納付方法

加入した月から必要となります。(加入日が月末でも月単位で計算されます)

申請書の記入欄(中段)に保険料の納付方法「毎月払い」または「前納払い(1年・6ヵ月)」を選択していただきます。(選択のうえ、✓してください)

### (1) 毎月払いの場合 <ご本人の「ゆうちょ銀行」口座が必要です>

初回納付保険料と2回目納付保険料は「ゆうちょ銀行」で保険料を納付していただきます。(ATM可)

3回目保険料からは「ゆうちょ銀行」の口座から自動引落としとなりますので、「ゆうちょ銀行」の口座がない場合には口座を開設してください。

(一例)

4月分(初回)保険料・・・通知を送付した日から2週間以内(ゆうちょ銀行にて振込)

5月分(2回目)保険料・・・5月10日まで(ゆうちょ銀行にて振込)

6月分(3回目)保険料・・・6月10日(ゆうちょ銀行の口座から引落とし)

以降も、毎月10日に「ゆうちょ銀行」の口座から引落としとなります。

(10日が土日祝の場合は翌営業日)

初回と2回目(上記例では4・5月分)の「保険料振込用紙」と3回目(上記の例では6月分)の口座引落とし申込のための「自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行提出用)」を、「任意継続被保険者資格取得申請書」を受付後にご本人様へ郵送します。

この時点で具体的なご説明文書も同封するので、ご一読のうえ手続きください。

## (2) 前納払い（1年・6ヵ月）の場合

将来の一定期間分（年度内で半期または1年）をまとめて納付することで保険料の割引（約1～2%）※が受けられる前納制度があります。

※加入手続きの時期により割引の計算が異なります。

～加入したときの最初の前納～

保険料額等の通知文書は「任意継続被保険者資格取得申請書」を受付後、ご本人様へ郵送しますので、文書に記載している期日までに一括納付をお願いします。

併せて具体的なご説明文書も同封するので、ご一読のうえ手続きください。

上記（1）毎月払い （2）前納払い とともに、初回納付の保険料が期日までに振り込まれない場合には、退職日まで遡って資格が取り消されます。

## (参考) 保険料額の目安

加入時に納付方法を検討する際の目安としてください

### 月々納付する方

円

円

退職時の 標準報酬月額 (円)	40歳以上～65歳未満の方 (介護保険料を含みます)	左記以外の方
240,000	27,600	23,280
280,000	32,200	27,160
340,000	39,100	32,980

### 6ヵ月分を前納する方

円

円

退職時の 標準報酬月額 (円)	40歳以上～65歳未満の方 (介護保険料を含みます)	左記以外の方
240,000	164,254	138,545
280,000	191,630	161,636
340,000	232,695	196,273

○加入月が「4月」または「10月」の方の6ヵ月分（一括納付）保険料額です。

○加入月の初月（1ヵ月分）は前納割引とはなりません。※（注）

### 1年間分を前納する方

円

円

退職時の 標準報酬月額 (円)	40歳以上～65歳未満の方 (介護保険料を含みます)	左記以外の方
240,000	325,321	274,401
280,000	379,540	320,134
340,000	460,870	388,734

○加入月が「4月」の方の1年間分（一括納付）保険料額です。

○加入月の初月（1ヵ月分）は前納割引とはなりません。※（注）

※（注）加入手続の時期により割引の計算が異なります。あくまでも目安としてください。

お問い合わせ

業務課

03-3443-4256